

あま市巡回バス有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市巡回バスの車両（以下「車両」という。）に広告を掲載することに関し、あま市有料広告掲載要綱（平成23年あま市告示第60号。以下「要綱」という。）及びあま市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 車両に広告を掲載することができる業種又は事業者及び広告の内容、デザイン等は、要綱及び基準の規定を適用する。

2 前項の規定によるもののほか、次のいずれかに該当する者の広告は掲載しない。

(1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業又はこれに類する業種

(2) たばこ及び酒類に関するもの

(禁止する表現)

第3条 次の各号のいずれかに該当する表現を含む広告は、掲載しない。

(1) 車両の一部と混同するおそれがある表現

(2) 市の事業であると錯誤するおそれがある表現

(3) 車両に広告を掲載することができる者（以下「広告主」という。）又はその商品、サービス等を市が推奨、保証、指定等していると錯誤する恐れがある表現（市が実際にそれらを行っている場合を除く。）

(4) その他掲載することが適当でないと市長が判断した表現

(広告の規格)

第4条 車両に掲載することのできる広告は、車体広告とする。

2 車体広告の掲載を行うことのできる位置、規格及び枠数は、別表のとおりとする。

3 車体広告の掲載は、広告の内容を表示したラッピングシート状の素材（所管課長が適当と認めたものに限る。）を車両に張り付ける方法によるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 車両への広告の掲載期間は、連続する3月を単位とし、一度に申し込むことのできる掲載期間は、最長で12月とする。

2 掲載開始日及び掲載終了日については、市長が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 車両に掲載する広告の募集は、広報あま、市公式ウェブサイト等で行うものとする。

2 前項の募集は、広告の掲載枠を新たに設置したとき、又は広告の掲載枠に空きが生じたときに行うことができる。

3 市長は、前2項の募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第7条 要綱第5条に規定する申請は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで、市長が指定する期間内に市長へ提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容等を審査し、要綱第6条に規定する広告掲載・不掲載決定通知書を申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、広告の掲載が適当と認める申請が第5条第2項の規定による掲載枠数を超えるときは、申請の受付順とする。ただし、同一順位があるときは、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

(広告原稿の提出等)

第9条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた者(以下「掲載決定者」という。)は、市長が指定する期日までに、広告の原稿案を提出しなければならない。

2 市長は、広告の原稿が要綱及び基準の規定を満たしていないときその他広告の内容が不相当であると認めるときは、掲載決定者に対し、広告内容の補正を指示するものとする。

3 前項の規定による指示があったときは、掲載決定者は、広告の内容について補正し、市長が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

(広告の掲載料)

第10条 車両の広告の掲載料(消費税及び地方消費税を含む。以下「掲載料」という。)は、別表のとおりとする。

2 掲載決定者は、掲載料を市長の指定する期日までに、一括で前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告の内容、デザイン等については、市の信用性及び信頼性を損なうことのないよう、審査を行うとともに、掲載決定者と市が協議することとする。

(掲載決定者の責務)

第12条 掲載決定者は、広告内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載決定者は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、掲載決定者の責任及び負担において解決するものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、掲載決定者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 掲載決定者は、車両への広告の内容、デザイン等を毎月変更することができる。

(広告の作成、掲載、変更、撤去及び費用負担)

第14条 掲載決定者は、広告の掲載、変更及び撤去を行おうとするときは、巡回バスの運行業務に支障が生じないように市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工しなければならない。

2 広告の作成費用、車両への掲載費用、変更費用及び掲載期間が終了した場合又は掲載の必要がなくなった場合（広告掲載が取り消された場合を含む。）の撤去費用については、掲載決定者が負担するものとする。

(原状回復の義務)

第15条 車両への広告の取付け又は撤去に起因して、車両の外装等に損傷が生じたときは、掲載決定者の負担により、車両を原状に回復させなければならない。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。

(3) 第13条第1項の規定による広告の内容等の変更を掲載決定者が行わないとき。

(4) 広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、第13条第1項の規定によっても解消できないとき。

(5) その他車両への広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 掲載決定者は、自己の都合により、車両への広告の掲載を取り下げることができる。

2 掲載決定者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、要綱第8条第2項に規定する広告掲載取下申出書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告の修復)

第18条 天災その他不可抗力による場合を除き、巡回バスの運行に伴う事故等、市の責に帰すべき事由により広告がき損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせ等の劣化については、市が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告掲載料の還付)

第19条 既に納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、掲載決定者の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料を還付する場合は、納付された広告掲載料の額から広告を掲載した期間（この期間が1月に満たない場合は、1月とする。）に係る広告掲載料に相当する額を差し引いた額を還付する。この場合において、還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、要綱第11条第2項に規定する有料広告掲載料還付請求書を市長に提出しなければならない。

（広告掲載料の免除）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載料を免除することができる。

(1) 市が直接広告を掲載するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（休車保障）

第21条 車両の故障、事故等により広告の掲載等を行っている車両による運行を6日以上休止した場合は、日割りにより計算した運行を休止した日数分の広告掲載料を還付するものとする。

（その他）

第22条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

位置	規格	枠数	掲載期間	金額
運転席側	縦 400mm 以内 × 横 1000mm 以内	1	3月単位	9,000円
	縦 400mm 以内 × 横 1200mm 以内	1	3月単位	10,800円
	縦 400mm 以内 × 横 1200mm 以内	1	3月単位	10,800円
	縦 400mm 以内 × 横 600mm 以内	1	3月単位	5,400円
車両後部	縦 450mm 以内 × 横 450mm 以内	1	3月単位	4,500円

備考 広告掲載の期間は、最長1年間とする。

枠数は、車両1台あたりに掲載できる広告数とする。